

指定基金の公表(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準 その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

- 指定基金が公表されました。
- 平成24年度に新たに指定された18基金を含め、全97基金が指定基金とされました。

新たに指定された基金は、「健全化計画」を来年2月末までに提出する必要があります。

指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生局に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生局に提出

☞ 指定基金に関する説明は次頁以降ご参照

指定基金について

項目		内容
指定対象基金		以下のいずれかに該当する厚年基金 <ul style="list-style-type: none"> 指定年度¹の前3事業年度連続で 純資産額 < 最低責任準備金 × 0.9 指定年度の前事業年度末に 純資産額 < 最低責任準備金 × 0.8
健全化計画	健全化のための具体的措置	代議員会の議決を経た上で記載することを原則とするが、「具体的措置を実施すること及び実施時期」の「見込み ² 」を記載することは差し支えない
	最低責任準備金付利率	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り
	年金資産の利回り	以下のいずれか大きい率を上回らないこと 基金の運用実績の過去5年平均 計画作成時の最低積立基準額の算定利率 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り
	申請時期	<ul style="list-style-type: none"> 指定年度の2月末日までに地方厚生局に提出 指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生局に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生局に提出
	承認基準 ³	<ul style="list-style-type: none"> 具体的措置の実施が見込まれ、基金の財政の健全化が見込まれる場合には承認する 例えば、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること
	様式	財政健全化計画 健全化計画に基づく財政見通し

1 指定する日の属する年度(決算年度+1年度)

2 見込みを記載する場合であっても、健全化計画は、あくまでも、基金の財政の健全化を図ることを目的としたものであることに十分留意すること

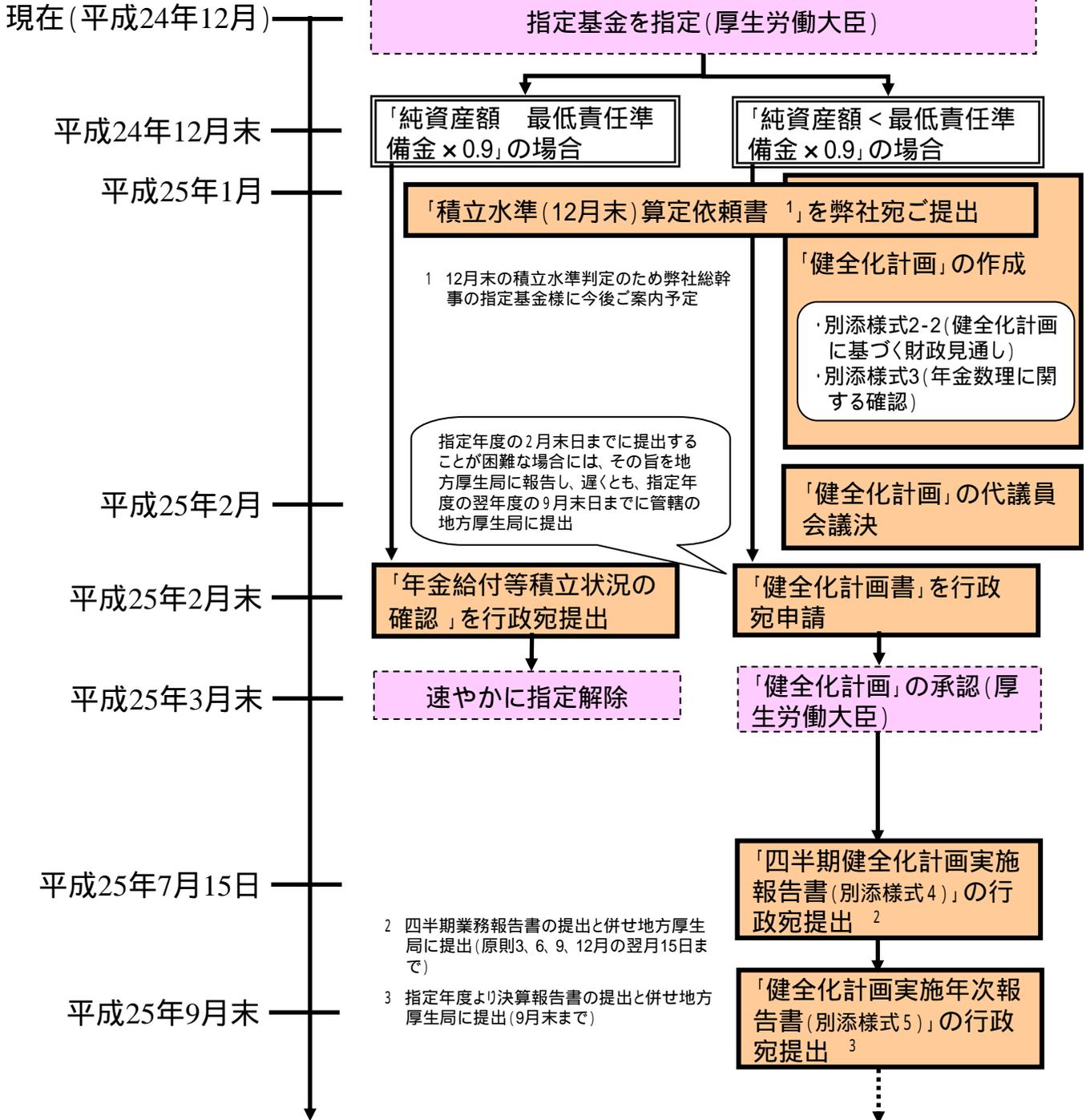
3 財政健全化の目標は、最低責任準備金の9割相当の資産の確保であり、各基金の健全化計画が承認されるか否かについては個別性が高いと考えられる

今後のスケジュール(平成24年度指定の場合)

基金が行うこと

行政が行うこと

弊社が行うこと



以上